

1. 議事日程

〔平成27年第4回安芸高田市議会12月定例会第15日目〕

平成27年12月22日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第57号 安芸高田市職員の退職管理に関する条例
日程第3 議案第58号 安芸高田市職員の配偶者同行休業に関する条例
日程第4 議案第59号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第60号 過疎地域自立促進計画の変更について
日程第6 議案第61号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第62号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
日程第8 議案第64号 土地改良事業計画の変更について
日程第9 議案第66号 安芸高田市高宮老人福祉センター条例等の一部を改正する条例
日程第10 議案第67号 財産の無償貸付について【定住団地「咲くら」(土地)】
日程第11 請願第1号 JR三江線存続のための緊急支援を求める意見書採択に関する請願について
日程第12 発議第8号 JR三江線存続のための緊急支援策を求める意見書について
日程第13 議案第80号 安芸高田市の公の施設を島根県邑南町民が利用することに関する協議について
日程第14 議案第81号 安芸高田市長等の給料の特例に関する条例
追加日程第1 市長の出張旅費精算に関する調査特別委員会の設置について
日程第15 議長の不信任について
追加日程第2 市長の出張旅費に関する事務検査特別委員会の設置について
日程第16 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	藤井昌之	16番	金行哲昭
17番	青原敏治	18番	山本優

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

12番 宋戸邦夫 13番 秋田雅朝

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田一義	副市長	沖野文雄
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	武岡隆文	市民部長	小笠原義和
産業振興部長	清水勝	福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則
産業振興部特命担当部長	山平修	建設部長兼公営企業部長	西原裕文
教育次長	叶丸一雅	消防長	久保高憲
会計管理者	広瀬信之	八千代支所長	河野雄二
美土里支所長	毛利幹夫	高宮支所長	中谷文彦
甲田支所長	小玉勝	向原支所長	神岡眞信
総務課長	土井実貴男	財政課長	河本圭司
政策企画課長	西岡保典		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局次長	外輪勇三	事務局次長	近永義和
総務係長	森岡雅昭	専門員	大足龍利

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開会

○山本議長

皆さんおはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局より諸般の報告をいたさせます。

外輪事務局長。

○外輪事務局長

諸般の報告をいたします。

第1点、監査委員より定期監査及び行政監査の結果に関する報告が提出されております。

第2点、監査委員より平成27年11月分の例月出納検査の報告がありました。

それぞれの写しをお手元に配付しておりますので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○山本議長

以上をもって諸般の報告を終わります。

次に、市長より発言の申し出がありますので、発言の許可をいたします。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

本日、議会本会議の冒頭に当たり、発言の機会をいただきありがとうございます。

本定例会の一般質問において、次期市長選挙における私の所信についてのお尋ねがございました。その折は皆様方御承知いただきますように、いわゆる私の旅費の未精算問題ございまして、私自身も正直申し上げて心の動揺により、所信を表明するにはいたりませんでした。

本日は、議会の定例会最終日であると同時に、本年度最後の議会でありますことから、機会をいただき、先に述べるができなかった私の所信について申し上げさせていただきます。

このたびの件につきましては、私の不徳のいたすところでございまして、これを真摯に反省し、みずからを律し、初心に返ることを皆様にごの場をおかりしまして、お誓いを申し上げたいと思います。

その上で、私自身も市長としてやり残したこと、またこれからも挑戦してみたいことがたくさんございます。また、私のこれまでの政策に対しても、一定の評価もいただき、これからの私に期待をしていただける市民の方々もおられます。

中山間地域における少子高齢化が進んだ安芸高田市には、課題が山積してると実感をしております。この課題解決のために、これまでの行政経験を生かし、市民の皆様へ負託にこたえてまいりたいと思っております。そのため、今回の反省を踏まえた上で、次期市長選挙には立候補いたす決意をいたしましたところでございます。

本日、私の給料月額の減給処分に関する条例も提出をさせていただいております。一定の区切りをつけさせていただくこととしております。

今後におきましても、それらのことを含め、市民の皆様の御審判を仰いでまいりたいと考えます。

何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

本日、こうした機会をいただき、まことにありがとうございました。

○山本議長 以上で発言を終わります。

次に本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

本日の会議の運営につきまして、12月21日及び本日、議会運営委員会を開き、次のとおり、本日の日程に追加いたしましたので、報告いたします。

追加案件となる、「議案第80号」「議案第81号」「発議第8号」及び「議長の不信任について」の取り扱いについて、協議を行い、4件はそれぞれ提案理由説明後、質疑・討論、採決を行うことといたしました。

なお、「議長の不信任について」の取り扱いについて、補足説明をいたします。

「議長の不信任について」は、11日の本会議において動議が出され、賛成者があつたため成立いたしました。その際は、日程に追加するかしないかを諮り、否決となりました。いわゆるその日には審議をしないということでありましたが、動議は成立しておりますので、本日の日程に追加するものであります。

以上、報告を終わります。

○山本議長 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○山本議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において12番 宍戸邦夫君、及び13番 秋田雅朝君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第57号 安芸高田市職員の退職管理に関する条例

日程第3 議案第58号 安芸高田市職員の配偶者同行休業に関する条例

日程第4 議案第59号 安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第60号 過疎地域自立促進計画の変更について

○山本議長 日程第2、議案第57号「安芸高田市職員の退職管理に関する条例」の件から、日程第5、議案第60号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件までの4件を一括して議題といたします。

本案4件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 石飛慶久君。

○石飛総務企画常任委員長 平成27年12月8日付で、本委員会に付託されました議案第57号から第60号の4件について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった4議案について、12月15日に総務企画常任委員会を開き、市長、副市長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第57号「安芸高田市職員の退職管理に関する条例」は、退職した職員による働きかけの禁止などを定めた地方公務員法の改正に伴い、管理または監督の職にあった元職員に対し、離職後2年間の営利企業等への再就職情報の届け出について求める条例を新設するもので、今年度末の退職者から適用されるものであります。

質疑の中で委員より「具体的にどのような組織、団体が対象となるのか」との質疑があり、執行部より「営利企業等のくくりであるので、もちろん会社などが対象になるほか、公益法人やNPO、商工会などの団体も想定される」との答弁がありました。

また委員より、「これまでそういった企業、団体へ再就職されている者については、さかのぼって対象にならないという認識でよいか」との質疑があり、執行部より「この届け出の適用を受けるのは、来年3月末をもって退職する職員からである。ただし、地方公務員法の改正による働きかけの禁止については、既に再就職している者で2年以内の者については対象となる」との答弁がありました。

次に、議案第58号「安芸高田市職員の配偶者同行休業に関する条例」は、地方公務員法の改正に伴い、職員の配偶者が勤務等により海外へ赴任する場合において、職員が配偶者に同行する期間について、3年を上限として休業とすることができる新たな制度を定めるものであります。

質疑の中で委員より、「公務に支障がないと認めるとき、勤務成績その他の事情を考慮した上で、休業を承認するとあるが、その判断基準は」との質疑があり、執行部より「公務に支障のない範囲として人事配置上支障があるかないかという判断は出てくるが、基本的には申請があれば認めていくことになると思う。勤務成績については、人事評価で判断することになるが、例えば処分を受けたとか無断欠勤を続けるなどで勤務成績不良の者についてまでも、こういう優遇制度を認めるかについては慎重に判断する必要があると考える」との答弁がありました。

次に、議案第59号「安芸高田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」は、職員の派遣先に「公益財団法人広島県地域保健医療推進機構」と「一般社団法人広島県観光連盟」の2つの法人を追加し、法人の並びかえを行うとともに、「八千代開発公社」及び「安芸高田市シルバー人材センター」の法人名の変更をするものです。

新たに追加する2法人について、「広島県地域保健医療推進機構」に

については、既に要請を受けて市で具体的に派遣を検討しているものであり、「広島県観光連盟」については、市の将来的な施策の展開を図る上で有効な団体として上げるもの、との説明を受けました。

質疑の中で委員より「派遣期間はどのくらいを想定しているか」との質疑があり、執行部より「広島県地域保健医療推進機構は2年、広島県観光連盟についてはまだ具体性はないが2年ないし3年という形になるのではないかと思っている」との答弁がありました。

また、委員より「人選についてどのように考えているか」「事前に職員の意向調査を行っているか」との質疑があり、執行部より「人選は専門性のもとより、人材育成の面でも期待して考えていく。職員に対しては、自己申告書という制度の中で希望を取っている」との答弁があり、委員より「派遣で学んだことが本市で生かされるような人選」や「派遣期間中のフォローアップ体制の整備」などを求める意見が出されました。

次に、議案第60号「過疎地域自立促進計画の変更について」は、財源的に有利な起債である過疎対策事業債を活用する場合には、この過疎地域自立促進計画に事業が掲載されていることが借入れの必須条件となっていることから、本年度新たに過疎対策事業債を財源に実施を予定している「市道新屋郷常楽寺線改良事業」について、過疎地域自立促進計画に追加するものであります。

以上の4議案について、慎重に審査をし、採決した結果、いずれも原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○山本議長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第57号「安芸高田市職員の退職管理に関する条例」の件から、議案第60号「過疎地域自立促進計画の変更について」の件までの4件を一括して起立により採決いたします。

本案4件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案4件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案4件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第61号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第62号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○山本議長 日程第6、議案第61号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件から、日程第7、議案第62号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件までの2件を一括して議題といたします。

本案2件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 前重昌敬君。

○前重文教厚生常任委員長 12月8日付で本委員会に付託されました2件の議案審査の経過を次のとおり報告いたします。

付託のあった議案第61号及び第62号の2議案につきまして、12月16日に文教厚生常任委員会を開き、市長、副市長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第61号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」は、平成26年度に国税の猶予制度の見直しが行われ、これを受けて平成27年度に地方税法が改正されたことにより、条例委任された規定を市税条例に追加し、改正するものであります。

審査の過程において、委員より「税の猶予に関して災害等要件があり、来年の4月1日からやるということで市民に対する周知や問い合わせ、説明の方法はどう考えているのか」との質疑があり、執行部より「この制度については、換価の猶予であったり徴収の猶予というのは、決められた事案のときに運用できるので、大きな災害が発生したり事業の停滞で困っている方の相談があれば、その都度この制度の運用ができれば、その方と相談させていただきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、議案第62号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、安芸高田市葬斎場「あじさい聖苑」の指定管理契約期間が今年度末で終了することに伴い、平成28年4月1日から5年間の指定管理者を「株式会社五輪」に定めるものであります。

審査の過程において、委員より「選定理由に関して「株式会社五輪」が今までやってきて当初地元の方を採用等示されていた条件に対してどのように対応をとられてきたのか」との質疑があり、執行部より「募集要項あるいはその後の説明会を通じて、できる限り地元の方の採用を含めて利用をお願いしていた。その結果「株式会社五輪」は新規採用の2人は地元から正式採用され、霊柩車の運行業務も市内のタクシー会社へ委託され運行されている」との答弁がありました。

また、委員より「あじさい聖苑を訪ねたときに、職員教育の徹底がされていたし、予算を年々少なくして努力されていることを予算書で確認しているが、これからもそういった努力をしていただけるのか」との質疑があり、執行部より「予算に関しては、さまざまな面での見直しの協議あるいは決算での精算の中で、厳しい市の財政状況も理解していただきながらランニングコスト等、できるだけ抑えられるところは圧縮のお願いをして、現に圧縮をされている。今後もさらに協議を進めたい」との答弁がありました。

条例及び指定管理者の指定の趣旨、内容等、慎重に審査し、採決した結果、2件の議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○山本議長 これをもって委員長報告を終わります。
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第61号「安芸高田市税条例の一部を改正する条例」の件から、議案第62号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件までの2件を一括して起立により採決いたします。
本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案2件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第64号 土地改良事業計画の変更について

日程第9 議案第66号 安芸高田市高宮老人福祉センター条例等の一部を改正する条例

日程第10 議案第67号 財産の無償貸付について【定住団地「咲くら」(土地)】

○山本議長 日程第8、議案第64号「土地改良事業計画の変更について」の件から日程第10、議案第67号「財産の無償貸付について【定住団地「咲くら」(土地)】」の件までの3件を一括して議題といたします。

本案3件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 大下正幸君。

○大下産業建設常任委員長 平成27年12月8日付で本委員会に付託されました議案審査の経過を次のとおり報告いたします。

付託のあった3議案について、12月17日に産業建設常任委員会を開催し慎重に審査を行いました。

議案第64号「土地改良事業計画の変更について」は、平成22年度着工の団体営基盤整備事業「下甲立地区」について、全ての事業が完了予定となり、地区面積の減少などに伴い、事業の計画変更を行う必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程において、委員より0.8ヘクタール減った理由の説明を求



める質疑に対し、執行部より「土地改良事業は、地元関係者の総意のもとに行うもので、関係農家の方が当初は参加しようという思いでおられましたが、途中で参加を取りやめた地区もある。また国道等も編入して確定測量も行うようもくろんでいましたが、境界がはっきりしている部分は、確定測量ではずしたというところである」との答弁がありました。

次に、第66号「安芸高田市高宮老人福祉センター条例等の一部を改正する条例」については、高宮老人福祉センターを含む6施設における既定の利用料金を、消費税率10%へ引き上げの対応も含め、経営の健全化を図るために、上限額を引き上げるものであります。

審査の経過において、委員より「条例は平成28年4月1日施行で当面料金を上げることはないということであるが、実際に料金が上がるのはいつごろなのか」との質疑があり、執行部より「現行の料金は、消費税5%を踏まえた料金としている。今回消費税率10%を見据えた料金設定であるが、この条例上の金額は上限額であり、実際の利用料金引き上げは、各施設の指定管理者が設定するものである」との答弁がありました。

次に、議案第67号「財産の無償貸付について【定住団地「咲くら」(土地)】」については、吉田町左円住宅跡地の通路部分を除いた土地を優良住宅団地「咲くら」として分譲している中で、分譲地の購入者が、住宅資金貸付金融機関から資金融資を受けるに当たり、宅地前の市有の通路部分について、市から土地使用の貸し付けを受けることを融資の条件とされたため、無償で貸し付けることの議決を求めるものであります。

審査の経過において、執行部より「先の本会議での提案理由、要点説明の質疑について、まず1点目、貸し付けによる固定資産税に差が出るのではないかという質疑については、税務課に確認し、貸し付けによって評価が変わることはないということでありました。2点目、他の分譲者から同様の申請があった場合、どう対応するのかという質疑については、そういった申請があった場合は同様の対応を行うということでありました。3点目、道路に接する4区画は、事前に同様の対応をしておくべきではないかという質疑については、金融機関による融資の条件の一つであり、特に事前に行う理由がないため、必要が生じた場合に対応するよう考えていると説明がありました。4点目、議決日によって分譲者に支障が出るのではないかという質疑については、特に支障はないと聞いている」と、以上4点の答弁がありました。

説明のあった諸事情を勘案し、質疑により確認をいたしました。

いずれの議案においても、慎重に審査し、採決した結果、全て原案のとおり可決すべきと決しました。

以上、報告といたします。

○山本議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第64号「土地改良事業計画の変更について」の件から、議案第67号「財産の無償貸付について【定住団地「咲くら」(土地)】」の件までの3件を一括して起立により採決をいたします。  
本案3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案3件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。



日程第11 請願第1号 JR三江線存続のための緊急支援を求める意見書採択に関する請願について

○山本議長 日程第11、請願第1号「JR三江線存続のための緊急支援を求める意見書採択に関する請願について」の件を議題といたします。

本件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 石飛慶久君。

○石飛総務企画常任委員長 平成27年12月8日付で、本委員会に付託されました請願について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託されました請願第1号「JR三江線存続のための緊急支援を求める意見書採択に関する請願について」、12月15日に総務企画常任委員会を開き、慎重に審査を行いました。

本請願の内容は、JR西日本が利用者の減少と営業損失を理由にJR三江線の廃止を検討するという考えを示されているが、本路線は沿線住民の「いのち」と「暮らし」を守る生活路線であると同時に、定住化や観光交流人口の拡大等、まちづくり施策を進めるために必要不可欠な社会インフラであることから、この存続のため政府関係機関に対し、次の4項目について意見書の提出を求めるものであります。

1、JR三江線存続のため、赤字ローカル線に関しては鉄道会社全体の経営収支とは切り離して線区ごとに検討し、欠損補助を基礎とした欠損補助交付金の交付制度を確立されたい。

2、不採算路線において安全面、利便性向上に必要な設備改良が経営上困難な設備投資を支援するための、鉄道路線維持・確保対策予算を設けること。

3、中山間地など、過疎地域における鉄道を軸にしたまちづくりの特区申請を認め、国としてJRや自治体に対して最大限の支援策を講じること。

4、鉄道事業者が鉄道営業法に基づき、廃止の届け出を行おうとする

場合には、沿線住民、関係自治体との十分な協議、合意を得て行うよう法的整備を図ること。

本請願につきましては、委員会においては紹介議員からの説明を求め、慎重に審査した結果、採択とすべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○山本議長 これをもって委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対しての質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより、請願第1号「JR三江線存続のための緊急支援を求める意見書採択に関する請願について」の件を起立により採決いたします。  
本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本件は採択することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 発議第8号 JR三江線存続のための緊急支援策を求める意見書
について

○山本議長 日程第12、発議第8号「JR三江線存続のための緊急支援策を求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務企画常任委員長 石飛慶久君。

○石飛総務企画常任委員長 発議第8号「JR三江線存続のための緊急支援策を求める意見書について」について、提案理由の説明をいたします。

先ほど採択されました「JR三江線存続のための緊急支援を求める意見書採択に関する請願」の趣旨にのっとり、「JR三江線存続のための緊急支援策を求める意見書」を政府関係機関に対して提出するものであります。

何とぞ、議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、発議第8号「JR三江線存続のための緊急支援策を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第80号 安芸高田市の公の施設を島根県邑南町民が利用することに関する協議について

○山本議長 日程第13、議案第80号「安芸高田市の公の施設を島根県邑南町民が利用することに関する協議について」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第80号「安芸高田市の公の施設を島根県邑南町民が利用することに関する協議について」提案理由の御説明を申し上げます。  
本案は、地方自治法第244条の3第2項の規定により、現在美土里町智教寺大所地域において実施しております市町村運営有償運送による友愛とろっこ便について、島根県邑南町民が利用することについて、邑南町から協議の申し出があり、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。  
よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます  
企画振興部長 武岡隆文君。

○武岡企画振興部長 議案第80号の要点の御説明を申し上げます。  
本案につきましては、11月24日に開催されました議会全員協議会におきまして、あらかじめ御説明をさせていただいたところですが、美土里町智教寺大所地域におきましては、平成21年10月より市町村運営有償運送による友愛とろっこ便の運行を行っております。  
当該友愛とろっこ便の車両は、安芸高田市以外に島根県邑南町にも乗り入れを行っておりますが、利用者の範囲は原則美土里町智教寺大所地域に住所を有する者としております。  
このたび、島根県邑南町から地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、当該友愛とろっこ便を邑南町民が利用することについて、協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。  
具体には、智教寺地域と日常的に交流があります邑南町民の友愛とろっこ便の利用を可能とする協議でございます。邑南町から協議がありました内容について説明をさせていただきます。

利用したい旨の協議がありました公の施設の名称は、友愛とろっこ便

の邑南便でございます。公の利用区域は友愛とろっこ便が運行する区域で、美土里町智教寺地域と島根県邑南町を結ぶ区域でございます。議案に添付の別紙区域図をごらんください。

智教寺地域から邑南町方面には大所・出羽を経由して、星ヶ丘クリニックに行くルートと三笠記念クリニックへ行く2つのルートがございますが、この2つの運行ルートが利用の範囲となります。利用者の範囲は、智教寺地域と日常的な交流があります百石集落に住所を有する者に限定しております。運行方法は、現行通りとし、運行区域の変更は行いません。また、利用条件等につきましては、安芸高田市の利用者を最優先にし、邑南町民の利用は乗車可能な範囲、つまり乗車定員から智教寺大所地域の利用者を差し引いた残りの人数を邑南町民が乗車可能な範囲といたしております。

なお、運行予定日に智教寺大所地域の利用者がいない場合には、邑南町民が利用を希望されても運行はしないこととしております。

このほか、利用に当たっての必要な事項は、両市町で協議して定めることといたしております。

3ページには、安芸高田市と邑南町との協議書の案を示してございます。また、4ページには12月18日で邑南町のほうで議会議決をされた協議についてを添付してございます。

以上で、要点の説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番 金行哲昭君。

○金行議員 1点お聞きします。邑南町智教寺から利用者がいないときは運行しないということでしたが、その報告ですよ、きょうは利用者がいないというのは、定期便で報告するんか、それとも通らなかつたらいないとして理解をして、まあそういう打ち合わせをしておられると思うんですが、その点は1点お聞きします。

○山本議長 答弁を求めます。

企画振興部長 武岡隆文君。

○武岡企画振興部長 このとろっこ便につきましては、事前に予約の申し込みがございまして、その段階であらかじめ予約を受けるわけがございまして、当日の利用があるかないかについては、あらかじめ把握をしておりますので、当該邑南町民のほうからそういった智教寺大所地域住民の利用がないことがあらかじめわかっておりますので、その際にはお断りをさせていただくということでございます。

○山本議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○山本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第80号「安芸高田市の公の施設を島根県邑南町民が利用することに関する協議について」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第81号 安芸高田市長等の給料の特例に関する条例

○山本議長 日程第14、議案第81号「安芸高田市長等の給料の特例に関する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第81号「安芸高田市長等の給料の特例に関する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

このたびは、私の航空券の割引を利用したことを端に発しました出張旅費の不適切な事務処理に対し、例え条例等の内容を熟知していなかったとはいえ、問題発覚後の市の信用を傷つけ、市民の皆様方に多大な御迷惑をおかけすることとなりました。事態の重大さを改めて痛感しているところであり、心よりおわび申し上げます。

本案は、市政に対する市民の信頼を失墜させたことに対する市長の責任として、「在任期間中減給100分の30」、また副市長には秘書業務を担う総務部門の業務並びに職員に対する管理監督の責任として「減給100分の10を1カ月」の処分を科するものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議案第81号「安芸高田市長等の給料の特例に関する条例」について要点の御説明を申し上げます。

議案書のほうをお願いをいたします。

第1条は市長の給料の特例に関する事項でございます。平成28年1月分から在任期間中給料月額から100分の30を減ずるものでございます。

第2条は副市長の給料の特例でございます。副市長に関しましては、平成28年1月分について、100分の10減額をいたすものでございます。

次に附則でございます。施行日は平成28年1月1日といたしております。

次に附則第2条で本条例の適用者を定めておりますが本条例施行日に現に在職する市長及び副市長ということでございますので、浜田市長並

びに沖野副市長に適用をするものでございます。

最後に、本条例は市長の任期満了日、平成28年4月17日まで効力がある旨、規定をいたしております。

以上で、説明を終わります。

○山本議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
1番 玉重輝吉君。

○玉重議員 この減額率の決定した根拠を伺います。

○山本議長 答弁を求めます。
総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 市長が100分の30の在任期間中でありますから、1月から4カ月。副市長が100分の10の1カ月という条例の提出案でございます。

基本的には、他の市町における過去におけるそういった事例等も参考にいたしておりますが、特に市長におきましては御本人のことでありますので、他と比べると通常より少し重い処分になっておると、案であるというふうに考えております。以上でございます。

○山本議長 以上で答弁を終わります。
1番 玉重輝吉君。

○玉重議員 今、他市の例を言われたんですが、市長、副市長のこういう減給の事例を具体的に2つ以上、具体的に説明をしていただきたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。
総務課長 土井実貴男君。

○土井総務課長 他の事例を2つ以上具体的に紹介をしてほしいということでございました。

先ほど部長が申しましたように、他の事例、全国的に市長が減給されたという例はたくさんございまして、実は手元に20例ぐらいは調べたところでございます。

一番重い例で言いますと、50%のカットというのもございました。割合で言えば30%のカットもございまして、20%カット、15%カット、10%カットというふうな例がございまして、率が低い高いというのは当然中にあるんですが、例えば10%のカットというのは、部下職員が起こした不祥事に対する責任として減給処分を行うというのが10%の主な例でございます。

それから、50%の例というのが一番私が調べた中では高い事例でございましたが、これは市長みずからが犯した罪に基づいて減給をされた例ということでございます。これは事例の中身といたしましたら、速度違反36キロ超過の速度違反。市長みずからが犯した道路交通法の違反ということのみずからが50%減を希望されたというのがございます。

それから、10%の事例でございまして、市長の公職選挙法で禁じられている寄附行為として地元の祭りで会費を出していたというふうな事例でございまして、この場合10%のカットを3カ月というふうな事例もござ

いました。

それから、これはちょっと漠然とはしておりますが、市として計画をしております企業誘致が最終的に実らなかったと、失敗に終わったということの責任を市長みずからがとられたというふうなケースもございました。これについては10%カットという事例がございました。10%が3カ月というふうな事例がございました。以上でございます。

○山本議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

1番 玉重輝吉君。

○玉重議員

30%で具体例をお願いします。

○山本議長

答弁を求めます。

総務課長 土井実貴男君。

○土井総務課長

30%の具体例ということでございますが、これは市が廃棄物の最終処分場にかかる収賄事件ということで、これは市長みずからが起こした事件ではなくて職員が収賄罪で起訴されたというふうな案件でございますが、この場合市長がみずから管理監督責任をとるというふうな形で30%カットをしたという事例がございます。

それから、職員の不祥事によって市長がみずから管理監督責任をとって減給というのもたくさん事例としてはあるんですが、その職員の不祥事というのも1例とか2例ではなくて、たび重なる職員の不祥事。例えば3件、4件立て続けにあったというふうな事例の場合は少しみずから重たい管理監督責任をとるという形で減給をされるというケースがございます。以上でございます。

○山本議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

15番 藤井昌之君。

○藤井議員

今回の旅費規程の問題につきましては、本定例会中に発覚したわけでございます。そのときに市長はみずからの処分については、今後議会の動向を見た上で処分をしていきたい、というような趣旨のことが副市長のほうからもあったわけでございます。しかし、議会の動向がまだ明確になっていないというこの中で、昨日も議会運営委員会での説明では、最高責任者である市長みずからがこの処分を決定したということでございます。

さらに、本日冒頭では来期の市長選挙出馬を表明されましたし、今回のこの旅費規程に基づいての件についても、一定のけじめをつけたいという表明があったわけでございますが、このことによってけじめが終わったとは私は思えないわけでございますが、そこらの経緯も含めてどのような判断でこの減給を決定されたのかお伺いしたいと思います。

○山本議長

答弁を求めます。

副市長 沖野文雄君。

○沖野副市長

まず、先般の全員協議会の場におきまして、処分はどうするのかとい

う御質問がありまして、御指摘のとおり確かにいまだ全容解明と申しますか、職員の出張旅費はどうか、あるいは議会はどうかと、こういった議論の中で全容を解明しながら判断していくのがよろしいんじゃないかという発言は確かにさせていただきました。

しかしながら市長においては、やはりみずからのことであり、早目に処分するんが妥当ではないかと、こういう決断をされたというように理解をしておりますし、そのために本定例会の冒頭でもそういった説明を受けたように考えております。以上でございます。

○山本議長 市長 浜田一義君。

○浜田市長 今回のこと、例えいかなる理由があろうとも、そういうことについては深く反省したいと思います。このことは、引き続きこれからの市民の皆様方には説明していきたいと。ただ、来年の市長選挙迫ってきますんで、それにどうするかということは非常に悩んだところでございます。後援会等いろんなものと御相談申し上げたところ、やっぱりおまえの経験を生かして、この市民のいわゆる課題解決に努力することが一番の恩返しじゃないかということで、これを決断しました。

このことは、これで終わったというんじゃなく、今後選挙を通じても市民の方々にまた判断をしてもらいたいと、また御説明を申し上げたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○山本議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

4番 下岡多美枝さん。

○下岡議員 私は、議案第81号に対して反対いたします。その理由として、9カ月間にわたり、だれにも相談することなく行われた行為は職員や業者を初め、市民に対しても納得のできないではないかと考えます。また、市長と議長との信頼関係は薄く感じ、事件が判明後1カ月も過ぎ、議長に報告されました。マスコミで知った議員がほとんどで残念でなりません。

また、任期あと3カ月半しかない今、100分の30の減給と提示されても、そんな軽い行為だったのですかと問いかけたいです。私は、任期満了の退職金から9カ月の100分の30を提示されることを望みます。

まだまだ市長は市民に安心な暮らしを約束されているのだから、市長として職務を遂行していただきたいので反対いたします。

○山本議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(賛成討論なし)

○山本議長 賛成討論なしと認めます。
次に、反対討論の発言を許します。
1番 玉重輝吉君。

○玉重議員 このたびの件は、公金が絡んでおり、司法判断結果のないまま処分決定されることは適正でないと考えます。また、市長みずからが市民の代表者として進んで司法調査を受け、市民に結果報告をすることを強く求めます。それとともに、その調査結果後、処分を考えるべきと考え、私の反対討論といたします。

○山本議長 ほかに反対討論はありませんか。
8番 大下正幸君。

○大下議員 議案第81号の安芸高田市長の給料に関する条例に対し、反対討論を行うものです。

この件につきましては、市長の出張旅費精算についてということで提出された案件に基づき、議会全員協議会において2回の説明が行われました。しかし、内容解明がされたとは言いがたく、この条例内容が適切であるか否か現時点では判断しがたく、この議案に反対するものです。

○山本議長 続いて、ほかに反対討論はありませんか。
(反対討論なし)

○山本議長 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより議案第81号「安芸高田市長等の給料の特例に関する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○山本議長 起立少数であります。よって、本案は否決されました。
(動議の声あり)

○山本議長 13番 秋田雅朝君。

○秋田議員 動議について説明をさせていただきます。

地方自治法第100条の1項に基づき、浜田一義市長の出張旅費問題についての調査特別委員会の設置を求めるものでございます。

続いて、その市長の出張・・・

○山本議長 ただいま秋田雅朝君から市長の出張旅費の調査に関する特別委員会の設置の動議が提出されました。

賛成者がなしと認めますので、
暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時10分 休憩

午前11時12分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 会議を再開いたします。

ただいま事務局から説明ありましたように、動議の挙手から説明を受けた後に賛成という発言があれば成立するというごさいますので、賛成者の声になかったので不成立ということで私が発言させていただきます。以上です。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時13分 休憩

午前11時14分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長

再開いたします。

続きまして、日程第15。

(動議の声あり)

○山本議長

14番 塚本近君。

○塚本議員

動議をお願いします。

先ほど秋田議員のほうから百条の設置の動議が提出されましたけれども、否決ということでございます。

しかし、このたびの市長の出張旅費に関しましては、多くの市民の皆さんの理解がまだ十分得られていないということもありますし、我々議会としても十分な審議ができてないということで、まずは議会の権限といたしまして検査権を請求するものであります。

○山本議長

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時16分 休憩

午前11時21分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

11時45分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時21分 休憩

午前11時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長

会議を再開いたします。

塚本議員の発言の途中ですが、休憩中に議会運営委員会を開催させていただきました。中身について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長

ただいま議会運営委員会を開き、議事進行の整理を協議いたしました。

動議の取り扱いについて、秋田議員の動議について、動議の発言途中において、発言の制止と思える行動があったため、賛成の声が発せられなかった経緯があり、秋田議員の動議の発言からやり直すことといたしました。

以上、議運の報告を終わります。

○山本議長 以上で委員長の報告を終わります。
委員長の報告のとおり、発言の途中で静止のした状況がありましたので、再度発言を求めます。

13番 秋田雅朝君。

○秋田議員 動議について、内容について説明させていただきます。
地方自治法第100条の1項に基づき、浜田一義市長の出張旅費問題についての調査特別委員会の設置を求めるものでございます。
さらに、本日、議案第81条が否決もされており、議会としても十分な調査が必要と考えており、重ねて委員会を設置されるべきと考えています。

(賛成の声あり)

○山本議長 ただいま、秋田議員ほかから出張旅費問題の調査特別委員会設置についての動議が提出されました。
この動議は、所定の賛成者がありますので、成立いたしました。
暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時47分 休憩

午前11時47分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて再開いたします。
この際13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて再開いたします。
再開前に私から一言おわび申し上げます。
先ほどの議運の委員長の報告に対して、皆さんに諮らなかつたことについて、おわびしたいと思います。
また、塚本議員の発言については、この協議の後改めて行っていただきたいと、議員の皆様方に訂正し了解をお願いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 市長の出張旅費精算に関する調査特別委員会の設置について

○山本議長 それでは、会議に入ります。  
先ほどの動議についての説明を求めたいと思います。  
それでは、追加日程第1といたしまして、市長の出張旅費精算に関する調査特別委員会設置についての動議が提出されておりますので、この件を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

13番 秋田雅朝君。

○秋田議員 それでは、提案理由について申し述べさせていただきます。

浜田一義市長の出張旅費の精算に関し、市長はシニア空割の割引制度を利用して、その差額を得ておられました。本来は、安芸高田市職員の旅費に関する条例第14条に基づき、航空賃の額は実際に支払った旅客運賃とする慣例に習い、割引差額を返納すべきでありましたが、条例を知らなかったとして、差額分の還付を行っておられませんでした。

10月初旬に旅行代理店から総務課への照会により、そのことが発覚し、市長は条例に基づき、その差額分を11月2日に戻入を行われたと認識いたしております。

経費と内容につきましては、2回にわたり、議会全員協議会の中で資料に基づき説明がございましたが、十分に内容の解明がなされたとは言いがたいと思います。ゆえに、さらに詳しく調査を行い、今回の事件の発生原因を究明し、二度とこのようなことが起こらないように法に基づき調査を行うことで、今後行政機関の法令遵守に資することを目的に調査特別委員会の設置を求めるものでございます。

議員各位の御理解を賜りますよう提案するものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○山本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論ありの声あり)

○山本議長 討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。

10番 先川和幸君。

○先川議員 10番、無所属の先川和幸です。反対の討論をいたします。

本件については、これまでの説明で、また本日の新聞報道でもありますように、東京出張の航空運賃でシニア空割、つまり65歳以上の搭乗者に与えられる割引運賃の特典が、市長は自分自身個人の特典と勘違いしていたとのことであります。市長も事あるごとに、また本日も「私の不徳のいたすところ」と深く陳謝されているところでもあります。理由はともあれ、市政のトップとして、事重大なことと思っております。

この件につきまして、私は先ほどの特別委員会設置百条調査と市長の政治姿勢はわけて考えるべきだと思っております。

まず、百条調査ですが、次の点で反対をいたします。

1つは、既にテレビ、新聞等でマスコミに大きく取り上げられ、社会的制裁は十分受けていられること。

2つ目、発覚して以来、即座に18万6,180円を返納されていること。

3つ目、これまで市議会に2度、出張旅費の精算についての資料をもって全てをさらしだし、客観的に見て悪意はなかったと認められ、これ以上の調査は必要ないと思うことであります。

一方、悪意はなかったとはいえ、公金に対する認識の甘さで世間を騒

がしたこの責任。市長の政治姿勢についてでございますが、これまでの市長の残された実績。例えばでございますが、市の歳入不足の際、みずから給与のカットをされた等々、これまでの実績を総合的に加味され、このよしあしは別の場で市民の審判を受けられればと考えております。

いずれにいたしましても、この件は市長のみならず、執行部、市議会とも今後一層公金というものの考え方をあらゆる面で厳しく律し、今回の汚名は現在抱えている多くの課題に全力を尽くすことで、市民の皆様方にこの償いをすべきと思うところであります。以上、反対の討論を終わります。

○山本議長 次に、本件に対する賛成討論を求めます。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 百条調査委員会の設置について、賛成の立場で発言をさせていただきます。

これまで、2回にわたって市長は全員協議会で資料に基づいて内容の説明をいただきました。ただ、これは執行部が自主的につくった資料であり、そういったものの背景というものは全てが私たちは確認できたというふうには認識はしておりません。

昨日も全員協議会でそれぞれ中身について提案をされ、それに対して質疑もさせていただきましたが、その中身についてもまだまだ解明をすべきところがある。とりわけ、市のコンプライアンスという立場から言いますと、やはり市長のみならず、そういった状況が蔓延しておるのではないかということも含めて、私たち議会議員も含めて、公金のありようについてしっかり検証する必要があるだろうと。そういった立場でみずからが検証をする立場にある我々議会が、しっかりとした調査対象をつくっていく、とりわけ検査権とかそういったものもありますが、この百条調査委員会は法に基づいて虚偽の発言、あるいは資料の提出を拒むということによりますと、告発という形でその内容についてさらに精査をすることができるという権限があります。職員の皆さんも鋭意資料の提出というのは今回もされておりましたが、やはりトップである市長の部下という立場であればですね、なかなか言いづらいこともあると思います。

そういった部分も含めて、やはり法に基づいて調査をするという権限の中で市の職員全般がコンプライアンスに基づいて、その内容解明と一緒に取り組む、そういった場に百条委員会というのはなる可能性が大いにあります。

全員協議会でも私は市長に問いましたけども、50年近く公務員をやってこられた。とりわけ県庁時代が長いわけですけども、その県の職員の立場ということも含めて、やはりそういうことが許されておったんかというようなことも申し上げましたが、そういったことはないと言いながら、昔は新幹線の切符そういったものも調整はできるんだらうというような発言もありました。

そういったことを含めて新たにこの時代に合ったコンプライアンスの確立に向けて、この際こういった状況をしっかりと受けとめながら調査をすることで、市の皆さん、市の執行部の皆さん、そして議会、あらゆるものが法、あるいは条例規則に基づいて運営されるような市民に本来信頼されるべき我々の立場をさらに明確にしていくことによって、信頼を得ることが可能だろうというふうに思います。

今回のことをしっかり議会が精査をしないと、まさに議会不要論に近い発言が市民からたくさん私のところにも寄せられております。そういった観点からもぜひともこの百条委員会において、だれかを糾弾するというのではなく、市全体のそういった法を遵守するという立場を明確に確認をするという、そういった場にするためにもこの百条委員会というのは設置が必要であろうというふうな立場で賛成討論とさせていただきます。

○山本議長 続いて、本案に対する反対討論の発言を許します。

1番 玉重輝吉君。

○玉重議員 1番、玉重輝吉です。私は反対の討論をさせていただきます。

この間、行政からは極力わかりやすい努力された資料の提出がありました。そうした中、今後市民に一番わかりやすく説明するには事件性の有無は司法にゆだねるべきであって、司法の判断をそれを元に市民に報告することで一定の解決が見られると思います。また百条委員会になりますと、部下である職員の皆様に議会からのきつい尋問も想定されます。この件に関しては、市長個人の問題であり、またこの事象が発生したことはルール上、自己申告というものになっており、職員の方々が発見するものなかなか難しいと、制度上の問題も考えられます。

ということで、私としては百条委員会に関しては、やり過ぎという認識のもと、市長には先ほど議案81号で述べさせていただいたように、みずからが司法にゆだねて、みずからの潔白性を市民に報告していただきたいと、そう要望いたしまして、私の反対討論といたします。

○山本議長 続いて、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番 石飛慶久君。

○石飛議員 私はこの市長出張旅費の調査に関する決議について賛成の意見を述べます。

このたび、出張旅費の関係で、2度全員協などで市長の報告を受けました。報告を受けてこれ以上のものが出るかどうかは別として、市民の皆さんに議会としての負託にこたえるためには、こういった百条委員会の設置をして、明確な調査をし、そして自治体の行政運営はこういう形だ、そして新たな特割とかシニア割とかいう制度にどこまで対応できる行政運営ができてるかという、しっかりした調査をしないとまた同じようなことが旅費以外のものに対しても出てくるかもわかりません。

なので、行政運営また再発防止の観点からしっかり調査をし、議会としてもできる限り提案できるものを生み出す結論へもっていく前向きな

調査をさせていただきたいということで、この決議に対して賛成の意見を述べます。

○山本議長 次に、反対討論の発言を許します。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 私は今回の件について反対の討論を行います。

私も過去においてこの百条調査を経験したことがございます。この百条調査というのは、法的制限がありまして、質問にもまた答弁にも法的根拠に基づく質問であり答弁になってきます。よって、今回の件についてはこの制限がある中で十分な百条調査をすることによって十分な調査ができない、逆に、ということをおは過去においても実感をしております。よって今回も引き続く調査は十分可能でありまして、また市長においても先ほどの話の中で、あいさつの中で、市民にしっかりと説明責任を果たすという約束があります。

むしろ、こちらのほうが重要でありまして、百条調査によって一件落着ということではなくて、私は市の我々議員も含めて、市職員、市長はもちろん、しっかりとこの件を反省しながら、またこの件事象を踏まえて、今後の安芸高田市の行財政運営にしっかりとしたもの築きあげていくという、このことが私はむしろ大事だろうというふうに思っております。

よって、百条調査については、時期尚早ということでありまして、私はこの件については反対といたします。以上です。

○山本議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

3番 久保慶子さん。

○久保議員 私はこの案に賛成ということで、今こそ私たち議員が本当にやらなきゃいけないこと、これをやるべきだと思います。そういうことで賛成をいたします。

○山本議長 続いて、本案に対する反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

○山本議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

○山本議長 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより追加日程第1「市長の出張旅費精算に関する特別委員会の設置について」の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○山本議長 起立少数であります。よって、本件は否決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議長の不信任について

○山本議長 日程第15、「議長の不信任について」の件を議題といたします。

なお、この件は私ごとでございますので、退場させていただきます。

議事の進行を副議長にお願いをいたします。
暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時19分 休憩

午後 1時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原副議長 再開をいたします。

「議長不信任について」、提案者の提案理由の説明を求めます。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 「議長不信任について」の提案理由を申し上げます。

平成27年度第4回議会定例会初日において、議長は市長の出張旅費問題に関し、議会前日には把握をしておられたにもかかわらず、事の重大性の認識が甘く、議会の説明が後手後手に回ってしまいました。結果として議会運営が混乱し、正常な議会運営がなされず、開かれた議会と標榜しながら傍聴者やネット配信された映像によって、市民への説明責任を果たされておられませんでした。そのことは議会運営委員会でも注意を喚起されるなど、議会運営の未熟さが露呈したところであります。先ほどの本議会でも議会運営について混乱がたびたび生じております。

さらに過日行われました議会報告会においても、市民からの質問に対して、議長として適切な答弁がなされたとは言いがたく、むしろ市民の議会への不信感を増幅させた感があります。ほかにも種々の課題が多く、その解決に取り組む姿勢が見えておりません。

これ以上、議会の長としてふさわしくないと考え、議長の不信任を提案をいたします。

議員諸氏の適切なる御判断をいただきますようお願いを申し上げ、以上で提案理由といたします。

○青原副議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

6番 石飛慶久君。

○石飛議員 まず、この不信任案の提出に当たりまして、議長選任された、選挙によって議長になられた方、この方を選んだ方がまずいらっしゃいます。議長として適任者であると選んだ方への意見の掌握などはされているかどうかお聞きしたいと思います。

○青原副議長 答弁を求めます。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 当然選んだ方々の数等も把握をした上で、その皆さんとも協議の場を持っておりましたが、なかなかそういった方向に遅々として行動が伴って進んでいかないという実態がありました。本日も議会の議事運営、混乱をきたしたということは、これ以上そういった状況で選んだ方と協議をするという暇もありません。

そういった意味で、今定例会の最終日ではありますが、皆さんの御判断

をいただきたく、提案をしたところであります。しっかりと御理解をいただきたいと思ひます。

○青原副議長 石飛慶久君。

○石飛議員 本定例会、本当、市もそうですが、議会も混乱しとる状況、また議長不信任という提出で大きく混乱する状況かと思ひます。

本来なら議会が一つになって、市と両輪のごとく、安芸高田市を盛り上げていかない状況の中、今議長不信任の提出されることに対して、私は考えつけられないということで、退出の許可を、棄権をしたいと思ひますので、退出の許可をお願いしたいと思ひます。

○青原副議長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時25分 休憩

午後 1時28分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原副議長 再開をいたします。

ただいまの石飛議員からの申し出ですが、今は質疑の段階でございますので、会議規則第12条の規定により、議員の退出を制止いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○青原副議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○青原副議長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、「議長不信任」の件を、起立により採決いたします。

(石飛議員より退席の申し出あり)

○青原副議長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時29分 休憩

午後 1時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原副議長 休憩を閉じて、再開をいたします。

「議長不信任」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○青原副議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、議長の除斥につきましては、これを解除いたします。議長が着席されるまでお待ちください。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時32分 休憩

午後 1時32分 再開

〇山本議長 休憩を閉じて、再開いたします。

(動議の声あり)

〇山本議長 14番 塚本近君。

〇塚本議員 先ほど、議員のほうから百条の設置の動議が提出され、これが否決という形になりました。

しかしながら、このたびの市長の出張旅費の問題は、多くの市民の皆さんの信頼を失墜させたというところがあります。私たち議会といたしましても、十分な検証ができたとはまだ言いがたいものがあります。

そういう中、我々の議会の権限として、検査権の行使をお願いするものでございます。

(賛成の声あり)

〇山本議長 ただいまの動議に対して賛成者がありますので、成立いたしました。暫時休憩いたします。

〇

午後 1時34分 休憩

午後 1時35分 再開

〇

〇山本議長 休憩を閉じて、再開いたします。

ただいま塚本議員から市長の出張旅費の精算についての調査の件についての動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

〇

追加日程第2 市長の出張旅費に関する事務検査特別委員会の設置について

〇山本議長 市長の旅費の調査に関する事務検査特別委員会の設置について動議を日程に追加し、直ちに議題にすることといたします。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

〇山本議長 御異議なしと認めます。

市長のこの議題に対し、提案者に提案理由の説明を求めます。

14番 塚本近君。

〇塚本議員 理由につきましては、先ほど述べさせていただいたとおりでございます。

〇山本議長 提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

〇

午後 1時35分 休憩

午後 1時37分 再開

〇

〇山本議長 休憩を閉じて、再開いたします。

再度、提案者に提案理由の説明を求めます。

14番 塚本近君。

○塚本議員 この検査につきましては、当然文書で報告すべきところでございますが、口頭でもよいということになっておりますので、私のほうから口頭で説明をさせていただきます。

この事務検査に関する決議、地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものといたします。

1、検査事項、市長の出張旅費に関する事項

2、検査方法、関係書類及び報告書の説明、提出を求めます。

3、検査は地方自治法第110条及び委員会条例第5条の規定により、委員6名で構成する事務検査に関する特別委員会を設置し、これに付託をして行います。検査の権限、本議会は先ほど申しました市長の出張旅費に関する事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を事務検査に関する特別委員会に委任をいたします。

4、検査機関、事務検査に関する特別委員会は、先ほど述べました市長の出張旅費に関する事項の検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができるというものでございます。

○山本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 提案理由並びに内容について報告がありましたが、特別委員会の設置の条例を110条に基づいてということになりますと、先ほど110条による提案と混同して提案されたような気がするんですが、それについてお伺いしたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

塚本近君。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時40分 休憩

午後 1時41分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて、再開いたします。

この際14時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時41分 休憩

午後 2時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて、再開いたします。

答弁を求めます。

14番 塚本近君。

○塚本議員 先ほどの熊高議員の質疑でございますが、地方自治法110条につきましては特別委員会の設置に関する条項でありまして、先ほど私が申しま

した98条1項による検査権限を行うため、110条により特別委員会の設置を行うものであります。

なお、私の先ほどの提案理由の中で、地方自治法110条は地方自治法の改正により条ずれが109条になっております。及び委員会条例第5条は6条に条ずれが発覚いたしましたので、議長において訂正をお諮りをお願いいたしたいと思っております。

○山本議長 質疑の途中ではありますが、塚本議員の発言にありました地方自治法110条は条ずれで109条に訂正。また委員会条例第5条は6条に条ずれしてございましたので、訂正をお願いいたしたいと思っております。御了承願いたいと思っております。

ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 刻々と法律も変わっておりますので、気をつけないかなという気持ちでおりますが、先ほどの百条委員会の否決をされたわけですが、この調査権限3項の調査権限の中に、100条第1項及び同法第98条第1項という括弧書きがあるわけですね。これも先ほど塚本議員が提案されたものと同じのものがありますが、百条調査委員会と塚本議員が提案された98条第1項の違いというのをもう少し明確にお知らせいただきたいと思います。

○山本議長 答弁を求めます。

14番 塚本議員。

○塚本議員 先ほど百条の設置に関する意見が出されましたけれども、否決はされましたけれども、その100条とこのたび私が提案させていただいた検査権の違いというのは、既に明白であります。そういう中においてはこのたび検査権に関する設置をお願いいたしておるところでございます。

○山本議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時03分 休憩

午後 2時04分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて、再開いたします。

答弁を求めます。

14番 塚本近君。

○塚本議員 先ほど言いましたように、100条と98条の違いということになりますと、例えば100条であれば罰則規定があります。また、特別に告発権もついております。

しかし、このたびの私が申しております検査権につきましては、そういう縛りのない検査権でございます。以上です。

○山本議長 ほかに質疑はありませんか。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員 中身については確認ができました。法的な縛りが無い検査権で十分な

検査ができるというふうにお考えかどうか、お伺いしたいと思います。

○山本議長

答弁を求めます。

14番 塚本近君。

○塚本議員

私が先ほど申しましたように、議会の権限として検査権も皆さんに認めていただければ十分な資料の提出あるいは報告によって検査ができるものと確信をいたしております。以上です。

○山本議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○山本議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論ありの声あり)

○山本議長

討論がありますので、まず本件に対する反対討論の発言を許します。

10番 先川和幸君。

○先川議員

私は反対討論いたします。

先ほど、百条の件は否決されたところでございます。同じような内容ではございますが、今後調査するにしても我が議会から出ている方、いわゆる水戸議員に出させていただいておりますけれど、そういう調査の方法もあろうかと思えます。また、先ほどありましたように百条でなくてもこれで十分できるんかと、この調査権で十分できるんかという中で、委員会をつくって、特別委員会をつくってやるということは私、百条のときの反対討論をしました内容と同じでですね、やはりここはもう既に十分調査は済んでると思っておりますので、私は反対をいたします。

○山本議長

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

11番 熊高昌三君。

○熊高議員

先ほど百条調査の提案が否決をされました。本来なら百条委員会を設置して調査をするというのが私の本意であります。議会が全く調査も検査もしないということになりますと、市民の皆さんにお答えするすべがなくなります。そういった観点でないよりかあるほうがいいだろうという判断で、この検査権を活用した取り組みに賛成をさせていただきます。

○山本議長

次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

○山本議長

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

13番 秋田雅朝君。

○秋田議員

先ほど私も百条調査のほうの提案をさせていただきましたが、それは否決となったということでございます。ただ、今回のこの検査権についてもはっきり言えることは、市民の方の代表である私たちは、市民に対してどのように結果を伝えていかなければいけないかということが大前提の中で、そういった監査であったり調査であったり、そうしたことを

することによって初めて議会として、議員個人ではなくて、議会としての判断を皆さんに提示できるということになるかというふうに判断いたします。

検査権につきましては、百条調査とはちょっと縛りが少なくなるかもわかりませんが、先ほど申しましたように議会の議決によって行使されるということは、議会の意見を市民の皆様に伝えられるということになるかと思っておりますので、しっかりそういった権限を利用してしっかり市民の方に説明を果たしていくということで、私も賛成討論にさせていただきます。

○山本議長 続いて、ほかに賛成討論ありませんか。

(賛成討論なし)

○山本議長 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより「市長の出張旅費に関する事務検査特別委員会の設置について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山本議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 閉会中の継続調査の件について

○山本議長 日程第16「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時10分 休憩

午後 2時11分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて、再開いたします。

この際、14時45分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時11分 休憩

午後 2時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 休憩を閉じて、再開いたします。

お諮りいたします。市長の出張旅費に関する事項についての検査を目的に調査を行うため、委員会条例第6条の規定により久保議員、石飛議員、熊高議員、秋田議員、塚本議員、藤井議員の6人の議員をもって構

成することになりました。

市長の出張旅費に関する事務検査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで閉会中も継続して調査を行うことにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山本議長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時46分 休憩

午後 2時46分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本議長 再開いたします。

ここで先ほど設置されました市長の出張旅費に関する事務検査特別委員会の正副委員長の互選の結果が通知されていますので、御報告いたします。

市長の出張旅費に関する事務検査特別委員会の委員長に塚本近君、同副委員長に熊高昌三君。以上でございます。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成27年第4回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 2時47分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員